

## 鳥取県告示第573号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年10月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年9月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年8月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひつじの会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡辺 博

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市戎町111-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者の方に対して、多様な福祉サービスをその利用者の意向を尊重しながら、総合的に創意工夫して提供する事業を行うことにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適性に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業